

議案第 5 1 号	損害賠償の額の決定について
下水道課	公共下水道雨水柵の管理瑕疵に係る浸水事故について、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方公営企業法第 4 0 条第 2 項及び三田市下水道事業の設置等に関する条例第 6 条の規定により適用する地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p>【経 緯】</p> <p>平成 26 年 3 月 13 日の降雨により、南が丘二丁目地内において、市が管理する雨水柵が排水不良に陥り、約 40 cm 浸水する事故が発生しましたが、この度、損害賠償額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【関係法令】</p> <p>地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号（法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。）</p> <p>地方公営企業法第 4 0 条第 2 項 （地方自治法の適用除外）</p> <p>第四十条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第八号まで及び第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。</p> <p>2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。</p> <p>三田市下水道事業の設置等に関する条例第 6 条</p> <p>第 6 条 下水道事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 2,000 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 150 万円以上のものとする。</p>	